

# 知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



2023・6・10

## 広島AIプロセス

▽G7▽

### AI活用の国際ルール策定で合意

主要7カ国首脳会議(G7広島サミット)は、各国首脳らによる討議の成果をまとめた首脳宣言を発表した。

首脳宣言では、対話型人工知能(AI)の「チャットGPT」に代表される生成AIに関し、国際的なルール作りを進めることで合意した。各国の閣僚による枠組み「広島AIプロセス」を立ち上げ、AIの開発や活用、規制などについて議論し、年内にも著作権保護などを含む見解をG7として取りまとめる方針。

岸田首相は会見で、「人間中心の信頼できるAI」の構築に向けて、「信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)」など国際的な枠組みの設立を早期に目指すことを提案し、日本として資金の拠出など必要な協力をすることも表明した。

利用の効果が得られる場所、その利用が当該発明の特許権者の経済的利益に与える影響等を総合考慮し、当該行為が我が国の領域内で行われたものとみることができる」とは、特許法の効力が及ぶという考え方を示した。

その上で「FC2のサービスには日本のユーザー端末が必要だ」などと指摘し、「全体として日本の領域内で行われたものとみることができる」と判断した。

## 令和6年5月に運用開始

▽政府▽

### 特許非公開制度の基本指針を決定

政府は、昨年5月に成立した経済安全保障推進法の「特許非公開」に関する基本指針を閣議決定した。令和6年5月に運用を開始する方針。

特許の非公開制度とは、軍事転用が可能な民生技術(機微技術)を含む安全保障上の重要な技術が海外へ流出することを防止するため、これに該当する発明については通常の特許とは異なり、公開しないという制度。

基本指針によると、非公開の審査は2段階で実施。まず特許庁が第1次審査を行う。そこで特許出願が機微技術に関する「特定技術分野」に該当する可能性があれば、内閣府の「保全審査」に移る。審査の結果、保全指定を受けた発明については、出願公開や特許査定などを保留するとともに、特許出願人に対して、許可を受けない実施の禁止、発明内容の開示の禁止、情報の漏えい防止のための適正管理措置を講ずる義務などが課されることになる。

機微技術を含んでいれば一律に非公開とするような硬直的な運用はせず、経済活動などへの影響を考慮し、適当と認めただ場合に限り非公開とする。非公開の対象となった出願者には特許収入に代わる金銭補償制度を導入する。

## 動画のコメント機能特許

▽知財高裁▽

### 海外サーバーでも特許侵害を認定

動画サイトの「ニコニコ動画」を運営するドワンゴが、再生中の動画にコメントを流す特許を侵害されたとして「FC2動画」の運営会社を訴えた裁判の控訴審で、知的財産高等裁判所は、請求を棄却した一審判決を変更し、特許権侵害を認め、コメント機能の配信停止と約1100万円の賠償を命じた。

特許権は、効力が自国内でのみ認められる「属地主義」の原則があるが、FC2の配信システムは米国にサーバーがあるため、効力が及ぶかどうか争点となった。

知財高裁は5人の裁判官による大合議で審理。判決では「サーバーが国外にあっても、国内にあるシステムの構成要素が果たす役割や、

解説

進歩性の判断(相違点についての論理付け)  
知的財産高等裁判所 令和4年(行ケ)  
第10029号 特許取消決定取消請求事件  
判決言渡 令和5年3月27日

第1 事案の概要

原告は発明の名称を「防眩フィルム」とする特許第6721794号(本件特許)の特許権者である。本件特許に対する特許異議申立て事件(異議2021-700030号)において、特許庁は、特許権者が行った訂正を認めた上で、訂正後の各請求項に係る発明は進歩性要件を充足していない、また、実施可能要件、サポート要件及び明確性要件が充足されていないとして「特許を取り消す。」との異議の決定(本件決定)を行った。原告が本件決定の取消しを求めて本件訴訟を提起し、知財高裁は、これらの要件はいずれも充足されているとして本件決定を取り消した。

ここでは、特許庁が進歩性欠如とした一方で、知財高裁が進歩性を有すると判断した訂正後の請求項1に係る発明(本件発明)の進歩性判断に関する部分のみを紹介する。

訂正後の請求項1に係る発明は次のとおりである。

「ヘイズ値が60%以上95%以下の範囲の値であり、内部ヘイズ値が0.5%以上8.0%以下の範囲の値であり、且つ、画素密度が441ppiである有機ELディスプレイの表面に装着した状態において、8ビット階調表示で且つ平均輝度が170階調のグレースケール画像として画像データが得られるように調整したときの前記ディスプレイの輝度分布の標準偏差が、0以上10以下の値である防眩層を備える、防眩フィルム。」

ヘイズ値とは、全透過光に対する拡散光の割合のことである。

本件決定は、引用例1(特開2009-244465号公報)に記載された発明(引用発明)と本件発明との間の「相違点1-1」を「『防眩層』が、本件発明は、『内部ヘイズ値が0.5%以上8.0%以下の範囲の値である』のに対して、引用発明は、『内部ヘイズ値』が分からない点」と認定した。その上で、相違点1-1について「引用例2(特開2015-172837号公報)には、ヘイズ値が60%でギラツキが防止された、防眩性を有する光学シートで、内部ヘイズは5~30%であることが好ましいことが記載されているから、ヘイズが60%の引用発明の内部ヘイズを5%とすることは容易である」とした。

第2 判決

- 1 特許庁が異議2021-700030号事件について令和4年3月14日にした異議の決定を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第3 理由

引用例2は、解像度の低下を招く可能性のある内部ヘイズに頼ることなくギラツキを防止することについて、表面凹凸の割合、及び、概ね傾斜角5度以上の領域を示す表面ヘイズを特定の範囲とすることにより、ギラツキを防止するとともに超高精細の表示素子の解像度の低下を防止できること(引用例2の段落【0008】)、大き過ぎずかつ小さ過ぎない範囲の表面ヘイズを有することで、凹凸形状の中に、傾斜角度の小さい凹凸と、傾斜角度の大きい凹凸とが混在し、凹凸内に様々な傾斜角が存在することにより、ギラツキをより防止しやすくてこと(引用例2の段落【0025】)を開示し、上記の大き過ぎずかつ小さ過ぎない範囲の表面ヘイズの数値範囲として、表面ヘイズが22ないし40%であることと、強度比が1.0以上4.0以下の光学シートを用いることが記載され、また、表面ヘイズが40%を超える場合は解像度が低下してしまうことも記載されている(引用例2の段落【0026】)。

そして、強度比を規定するとともに、表面ヘイズを規定することにより、凹凸の程度(表面拡散要素)をより具体的に表すことが記載されており(引用例2の段落【0029】)、表面ヘイズの値は、ギラツキと技術的に一体不可分である凹凸の形状を規定するものであるから、引用例2の記載は、表面ヘイズ値と切り離してギラツキを調整することを示唆するものと解すること

はできない。

そうすると、引用例2の「内部ヘイズは、5~30%であることが好ましく、5~25%であることがより好ましく、10~18%であることがさらに好ましい。内部ヘイズを5%以上とすることにより、表面凹凸との相乗作用によりギラツキを防止しやすくでき、30%以下とすることにより、超高精細の表示素子の解像度の低下を防止できる。」(引用例2の段落【0035】)という記載を根拠として、引用例2が、表面ヘイズ値と切り離して内部ヘイズ値を5%程度に調整することによりギラツキを調整することを示唆しているということではできない。

そして、引用例2に、光学シートの表面ヘイズが22ないし40%であり、(全体の)ヘイズが25ないし60%であることが好ましいと記載されている一方で(引用例2の段落【0035】)、引用発明の(全体の)ヘイズ値は60%であり、また、引用例1には、防眩性ハードコートフィルムは、(全体の)ヘイズ値が60%以上であるとされているから(引用例1の段落【0005】及び【0042】)、引用発明と引用例2の(全体の)ヘイズ値が共通するのは、60%の(全体の)ヘイズ値を有する場合である。本件発明においては、(全体の)ヘイズ値から内部ヘイズ値を差し引いた値が外部ヘイズ値(表面ヘイズ値)に相当するから(段落【0025】)、(全体の)ヘイズ値が60%である引用発明について、表面ヘイズの値が22ないし40%である光学シートが記載された引用例2が、内部ヘイズ値として示唆するのは、60%の(全体の)ヘイズ値のときに取り得る20ないし38%(60%-40%=20%と、60%-22%=38%の間)の内部ヘイズ値である。そうすると、引用発明に引用例2を組み合わせても、内部ヘイズ値を20%よりも小さい値とすることを当業者が容易に想到することはできない。

なお、周知文献A1(特開2015-172835号公報)も、「内部ヘイズは、5~30%であることが好ましく」と記載されているものの、他方で、「表面ヘイズは20~50%であることが好ましく」とも記載されているから(周知文献A1の段落【0029】)、表面ヘイズ値と切り離してギラツキを調整することを示唆するものではない。

被告は、防眩フィルムにおいて、表示素子の解像度の低下を防止することは周知の課題であるから、ヘイズ値が60%の引用発明においても、表示素子の解像度の低下を防止する観点から、内部ヘイズ値を5%に設定することは、当業者にとり動機付けがある旨主張し、また、引用例2(段落【0035】)や周知文献A1(段落【0029】)の記載に接した当業者であれば、光学シートに関し、内部ヘイズ値を5%以上とすることにより、表面凹凸との相乗作用によりギラツキを防止しつつ、30%以下とすることにより、超高精細の表示素子の解像度の低下を防止できることを当然に理解できる旨主張する。

しかし、引用例2や周知文献A1は、表面ヘイズ値と切り離してギラツキを調整することを示唆するものではないから、被告の上記主張は採用することができない。

引用発明に引用例2を組み合わせても、内部ヘイズ値を20%よりも小さい値とすることを当業者が容易に想到することはできず、内部ヘイズ値が0.5%以上8.0%以下の範囲であるという、本件発明の相違点1-1に係る構成を当業者が容易に想到することもできない。その他に、本件発明の相違点1-1に係る構成を当業者が容易に想到することができたことを認めるに足る証拠はない。そうすると、本件発明は、引用発明、引用例2ないし5に記載された技術ないし周知の技術的事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではない。

第4 考察

特許庁は、主引用文献記載の発明に副引用文献記載の発明を組み合わせることで本件発明に容易に想到し得ると論理付けたが、知財高裁は、副引用文献の記載に基づけば、そのような論理付けはできないと判断した。

実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。

以上

# 知財経営の実践に向けた コミュニケーションガイド

## ■特許庁■

特許庁は、「知財経営の実践に向けたコミュニケーションガイドブック～経営層と知財部門が連携し企業価値向上を実現する実践事例集～」を公開した。知財を活用した企業経営の実践に向けて経営層と知財部門とのコミュニケーションの課題を明らかにし、取り組むべき項目をガイドブックとして取りまとめている。

ガイドブックでは、知財を活用した企業経営を実践している企業と知財経営の実践に悩む企業を比較。それによると、「知財を活用した企業経営を実践している企業では、経営層と知財部門との十分なコミュニケーションのもとで、知財部門が企業の将来の経営戦略や事業戦略に対して知財の視点で積極的に貢献しています。一方、知財経営の実践に悩む企業では、経営層、知財部門が、知財部門の役割を、既存事業等を守るための知財管理として限定的に捉

え、相互のコミュニケーションもその範囲内に留まっています」と分析している。

そのうえで、「知財経営の実践に悩む企業では、知財部門の役割に対する意識を変えることが必要です。また、知財部門が将来の経営や事業に関する情報に接する機会を設け、その上で、知財部門が情報を分析して経営層に提案するなど、経営層と知財部門とが将来の経営や事業に対して知財で貢献するための議論を繰り返すことが求められます」としている。

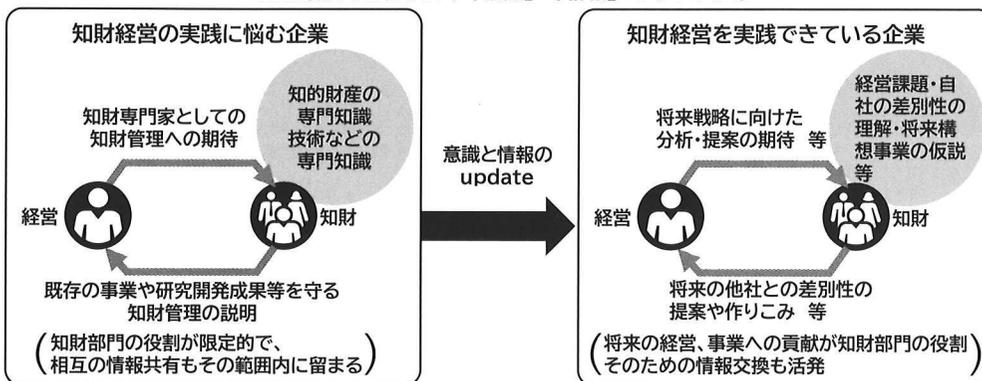
ガイドブックでは、知財経営を実践している企業の知財担当者をヒアリングした結果、6社分の事例を紹介するとともに自社の課題を確認するためのチェックリストも掲載した。

また、「知財部門の役割と意識改革」「経営層と知財部門との情報共有の在り方」「経営層と知財部門のコミュニケーション強化のプロセス」など、実際に知財経営に取り組む際に参考となるようなノウハウやヒントなどを提供している。

「知財経営の実践に向けたコミュニケーションガイドブック」

[https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai\\_keiei\\_guide.html](https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai_keiei_guide.html)

### ●知財部門を取り巻く「意識」「情報」のギャップ●



### ■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

## 大学発ベンチャー 企業数が過去最多

### ■経済産業省■

経済産業省は、「令和4年度大学発ベンチャー実態等調査」結果（速報）を取りまとめ、公表した。

それによると、2022年10月時点の大学発ベンチャー数は3,782社で、2021年度の3,305社よりも477社増加し、企業数・増加数ともに過去最多を更新した。多くの大学が前年度から数を伸ばしており、ベンチャー創出に力を入れていることがうかがえる結果となった。

大学別にみると、東京大学が前年度に続き1位（371社）で、42社増加。2位も前年度に続き京都大学267社（25社増）、3位は慶應義塾大学236社（61社増）、4位は筑波大学217社（39社増）、5位は大阪大学191社（11社増）。このうち、慶應義塾大学は増加数では1位となった。

6位以降では、東北大学、東京理科大学、名古

屋大学、早稲田大学、東京工業大学の順で続いた。

・令和4年度大学発ベンチャー実態等調査

<https://www.meti.go.jp/prsss/2023/05/20230516003/20230516003.html>

順位 (前年度)	大学名	2022年度	2022年度と 前年度との差
1 (1)	東京大学	371	+42
2 (2)	京都大学	267	+25
3 (5)	慶應義塾大学	236	+61
4 (4)	筑波大学	217	+39
5 (3)	大阪大学	191	+11
6 (6)	東北大学	179	+22
7 (7)	東京理科大学	151	+25
8 (9)	名古屋大学	137	+22
9 (11)	早稲田大学	128	+28
10 (10)	東京工業大学	119	+11

※企業数は当該調査年度時点で把握した数であり、前年度との差分は必ずしも新規設立数ではないことに留意が必要。

# 審 決 紹 介

本願商標「神室落花生」は、商標法第3条第1項第3号に該当しない、と判断された事例（不服2022-9657、令和5年3月23日審決）

## 1 手続の経緯

本願は、令和3年5月31日の出願であつて、その手続の経緯は以下のとおりである。  
令和4年 1月28日付け：拒絶理由通知書  
令和4年 3月3日 ； 意見書、手続補正書の提出  
令和4年 3月23日付け：拒絶査定  
令和4年 6月23日 ； 審判請求書、手続補正書の提出

## 2 本願商標

本願商標は、「神室落花生」の文字を標準文字で表してなり、第29類ないし第32類に属する願書に記載のとおりの商品を指定商品として登録出願されたものである。本願の指定商品は、原審及び当審における上記1の手続補正書により、最終的に別掲（※別掲の記載は省略。第29類「落花生、加工済みピーナッツ」、第30類「ピーナッツまたはピーナッツの粉末を用いた菓子」他）のとおり補正されたものである。

## 3 原査定における拒絶の理由（要旨）

本願商標は、「神室落花生」の文字を標準文字で表してなるものであり、その構成中、「神室」の文字は、「秋田・山形県境にある山。」等の意味を有し、商品の産地、販売地を表すものといえ、また、「落花生」の文字は、本願の指定商品又はその原材料を表すものといえる。

そうすると、本願商標をその指定商品に使用したときは、これに接する取引者、需要者は、「神室山周辺地域で製造又は販売される落花生」又はこれを使用した商品はどの意味合いを認識するというのが相当であるから、本願商標は、商品の品質を普通に用いられる方法で表示するにすぎないものというべきである。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。

## 4 当審の判断

本願商標は、「神室落花生」の文字を標準文字で表してなるものである。そして、その構成中、「神室」の文字は、それ自体は一般的な国語辞典に掲載のないものであり、我が国の地名を網羅的に収録する辞典（「コンサイス日本地名事典第5版」株式会社三省堂）において「秋田県と山形県の境にある山名など。」との記載がある程度である。

また、「神室」の文字が、一部の取引者、需要者において、秋田県と山形県の境にある山である「神室山」を想起させる場合があるとしても、同山が本願の指定商品の取引者、需要者において広く知られているといった事情は見当たらず、また、「神室」が「神室山」の略称等として広く使用されているとか、神室山周辺の地域において「神室」「神室市（町、村、区）」や「神室地区（地域）」といった地域名が存在するといった事情も見当たらないことからすると、本願商標に接する一般的な取引者、需要者において、「神室」の文字より具体的な意味合いが直ちに想起されるものとはいえない。

また、当審において職権をもって調査するも、本願の指定商品を取り扱う業界において、「神室落花生」の文字、若しくは、これに類する文字、又は、「神室」の文字と商品名（〇〇）とを結合させてなる「神室〇〇」の文字が、「神室山周辺地域で製造又は販売される落花生（若しくは〇〇）」ほどの意味合いで、商品の品質を表示するものとして一般に使用されている事実は発見できず、そのほか、本願商標に接する取引者、需要者が、「神室落花生」の文字を商品の品質を表示したものと認識するというべき事情も見えなかった。

そうすると、本願商標は、全体として特定の意味を有しない造語というべきであつて、これをその指定商品に使用しても、商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標準のみからなる商標とはいえない。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。その他、本願について拒絶の理由を発見しない。よつて、結論のとおり審決する。

本願商標「チムドンドン」は、商標法第4条第1項第15号に該当しない、と判断された事例（不服2022-13133、令和5年3月14日審決）

## 1 本願商標及び手続の経緯

本願商標は、「チムドンドン」の片仮名を標準文字で表してなり、第28類「遊戯用器具、スロットマシン、ばちんこ器具」を指定商品として、令和3年9月8日に登録出願されたものである。

原審では、令和4年3月10日付けで拒絶理由の通知、同年4月19日付けで意見書の提出、同年5月18日付けで拒絶査定されたもので、これに対して同年8月22日に本件拒絶査定不服審判が請求されている。

## 2 原査定の拒絶の理由（要旨）

本願商標は、「チムドンドン」の文字を標準文字で表してなるが、これは、東京都渋谷区所在の日本放送協会（NHK）が、本願商標の登録出願前から宣伝・広報することにより周知となっている、2022年前期の連続テレビ小説の表題「ちむどんどん」（以下「引用商標」という。）と類似する。

そうすると、本願商標をその指定商品に使用するときには、その商品があたかも前記会社の業務に係る商品であるかのように、あるいは前記会社と、組織的、経済的に何らかの関係がある者の業務に係る商品であるかのように、商品の出所について混同を生ずるおそれがある。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第15号に該当する。

## 3 当審の判断

### (1) 引用商標の周知性及び独創性について

引用商標である「ちむどんどん」をタイトルとするNHKのテレビドラマは、2022年（令和4年）4月11日から放送されたもの（甲1）であり、その約1年前である2021年（令和3年）3月には同作品の放送予定はメディアなどを通じて公表されている（甲10、甲11）。そのため、引用商標は、本願商標の登録出願時（令和3年9月8日）において、我が国の需要者の間において、NHKで放送予定のテレビドラマのタイトルとして一定程度認知されていたと考えられるもの、本願商標の指定商品と関連するような具体的な商品に係る商標として使用され、周知、著名となっていたものではない。

他方、「ちむどんどん」の語は、沖縄の方言で「心がドキドキする」の意味を有する表現である（甲11）から、引用商標は、造語でもなく、独創性の程度は高くはない。

### (2) 本願商標の指定商品と引用商標の使用に係るテレビドラマの関連性

本願商標の指定商品である「遊戯用器具、スロットマシン、ばちんこ器具」は、娯楽用機械製造業者により製造され、業務用娯楽機械器具卸売業者により、パチンコホールやパチスロ店などの遊技場に対して販売される商品である。他方、引用商標の使用に係るテレビドラマは、映像情報製作業者が制作し、放送事業者や映像配信事業者などにより提供される役務である。

そうすると、本願商標の指定商品と引用商標の使用に係るテレビドラマとは、商品や役務の内容に密接な関連性はなく、取引業者や需要者層などにおける共通性の程度は低い。

### (3) 検討

以上のとおり、引用商標は、本願商標の登録出願時において、NHKで放送予定のテレビドラマのタイトルとして一定程度認知されていたとしても、本願商標の指定商品と関連する商品に係る商標として周知、著名となっていたものではなく、また、その独創性の程度は高くはなく、さらに、本件商標の指定商品と引用商標の使用に係るテレビドラマとの間における取引業者や需要者層などにおける共通性の程度は低い。

そうすると、本願商標は、引用商標と共通する語を表してなるとしても、その指定商品に係る需要者及び取引者をして、引用商標との関連性や、他人（NHK）あるいは他人と経済的若しくは組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品であるかのように、商品の出所について混同を生ずるおそれはない。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第15号に該当しない。

### (4) まとめ

以上によれば、本願商標は、商標法第4条第1項第15号に該当しないから、本願商標が同項同号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。よつて、結論のとおり審決する。

# お し ら せ

## ●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権  
(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和38(1963)年	商標登録第 628238号～第 630475号
〃 48(1973)年	商標登録第1040508号～第1044597号
〃 58(1983)年	商標登録第1630210号～第1638579号
平成5(1993)年	商標登録第2594601号～第2604599号
平成15(2003)年	商標登録第4723768号～第4730439号
平成25(2013)年	商標登録第5626227号～第5634463号

各年の11月1日～11月30日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとされており、存続期間は通常設定登録の日から10年間こととなります。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

## ●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和2年7月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは6月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

## ●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
令和5年3月分	35,803	16,021
前年比	94%	94%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。